

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	中国古小説訳注：『齊諧記』
Author(s)	先坊, 幸子; 森野, 繁夫
Citation	中國中世文學研究, 58 : 53 - 74
Issue Date	2010-09-20
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051427">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051427</a>
Right	
Relation	



先坊 幸子・森野 繁夫

『齊諧記』は、『隋書』經籍志・雜傳に「齊諧記七卷 宋散騎侍郎東陽旡疑撰」と記されているが、今では類書に引かれて残っているものを見るのみである。『舊唐書』經籍志・雜傳類および『新唐書』藝文志・小説家類にも存在が確認できるが、『宋史』藝文志・小説類ではその姿を消しており、この頃には既に散逸していたと考えられる。

書名に用いられている「齊諧」の語について、『莊子』逍遙遊篇第一に「齊諧者、志怪者也。諧之言曰『鵬之徙於南冥也、水擊三千里、搏扶搖而上者九萬里、去以六月息者也。』」（齊諧は、怪を志す者なり。諧の言に曰く「鵬の南冥に徙るや、水を撃つこと三千里、扶搖に搏ちて上る者九萬里、去るに六月を以て息ふ者なり」と。）とあり、唐・成玄英の疏に「姓齊、名諧、人姓名也。亦言書名也。齊國有此俳諧之書也」（姓は齊、名は諧、人の姓名なり。亦た書名と言ふなり。齊國に此の俳諧の書有るなり）とある。古書の名、一説に齊に行われる俳諧の書、または人名とする。

類書に見える『齊諧記』の内容は、その名の示す通

り「怪を志した」ものであり、魯迅の『古小説鈎沈』にその輯本が収められている。この度は、『古小説鈎沈』を参考に、類書などに引かれている記述をあらためて収集して語句の確認をした。

尚、古小説の訳注については、既に干寶『搜神記』（白帝社）、陶潛『搜神後記』（白帝社）、祖沖之『述異記』（『中国古典文学研究』七）を済ませている。次回は梁・吳均『續齊諧記』を予定している。

### 1 董昭之

吳富陽縣董昭之、嘗乘船過錢塘江、中央見有一蟻。著一短蘆、走一頭、迴復向一頭、甚邊遽。昭之曰「此畏死也。」因以繩繫蘆、欲取著船頭。船中人罵「此是毒螫物、不可長。我當踢殺之。」昭意甚憐此蟻。會船至岸、蟻緣繩得出。中夜夢一人、烏衣、從百許人來、謝曰「僕不慎墮江、慚君濟活。僕は蟲王。君若有急難之日、當見告語。」歷十餘年、時江左所在劫盜。昭之從餘杭山過、爲劫主所牽、繫餘姚獄。昭之忽思蟻王之夢、結念之際、同被禁者問之。昭之曰「蟻云緩急當告、今何處告之。」有囚言、「但取兩三蟻、

著掌中祝之。」昭之如其言、莫果夢烏衣人。言云「可  
急去入餘杭山。天子將下赦、今不久也。」於是便覺。蟻  
齧械已盡、因得出獄。過江投餘杭山。旋遇赦、得免。

吳の富陽縣の董昭之、嘗て船に乗りて錢塘江を過ぐる  
に、中央に一蟻有るを見る。一短蘆に著き、一頭に走  
りては、廻りて復た一頭に向かひ、甚だ追遽す。昭  
之曰く「此れ死を畏るるならん」と。因りて繩を以て蘆  
に繋ぎ、取りて船頭に著けんと欲す。船中の人「此れ  
は是れ毒螫の物、長ぜしむ可からず。我當に之を躪殺  
すべし」と罵る。昭意に甚だ此の蟻を憐れむ。船の  
岸に至るに會ひ、蟻繩に縁りて出づるを得たり。中夜  
夢に一人あり、烏衣にして、百許りの人を従へて來  
り、謝して曰く「僕慎まらずして江に墮ち、君に濟活  
せらるるを慚ぶ。僕は是れ蟲の王なり。君若し急難の  
日有らば、當に告語せらるべし」と。十餘年を歴て、  
時に江左所在に劫盜あり。昭之餘杭山に從りて過ぎ、  
劫主の牽く所と爲り、餘姚の獄に繋がる。昭之忽ち  
蟻王之夢を思ひ、結念の際、同に禁ぜらるる者ありて  
之に問ふ。昭之曰く「蟻緩急あらば當に告ぐべしと云  
ふも、今何處にか之を告げん」と。囚有りて言ふ「但  
だ兩三の蟻を取り、掌中に著けて之に祝れ」と。昭  
之其の言の如くするに、莫に果たして烏衣の人を夢む。  
言ひて云ふ「急ぎ去りて餘杭山に入る可し。天子將に  
赦を下さんとし、今久しからざらん」と。是に於て便

ち覺む。蟻械を齧りて已に盡くし、因りて獄を出づる  
を得たり。江を過ぎて餘杭山に投ず。旋ち赦に遇ひ、  
免るるを得たり。

### 【通釈】

吳の富陽縣の董昭之は、かつて船に乗って錢塘江を  
渡つていた時に、江の中ほどに一匹の蟻がいるのを見  
つけた。短い蘆の茎につかまり、一方の端まで行つて  
は、引き返してまたもう一方の端まで行き、ひどく狼狽  
えた様子だった。昭之は「これは死ぬのを怖がってい  
るのだろう」と言った。そこで繩を蘆に繋ぎ、船首に  
取り上げてやろうとした。船の中にいた人が「こいつ  
は毒虫だから、生かしておくわけにはいかない。俺が  
踏み殺してやろう」と罵った。昭は心中でこの蟻をひ  
どく憐れんだ。ちやうど船が岸に着き、蟻は繩を伝つ  
て逃れ出ることができた。夜中に夢の中に一人の男が  
現れ、黒い衣服を身につけ、百人ほどの人を引き連れ  
てやつて来て、礼を述べて言うには「私は不注意で江  
に落ち、恥ずかしくもあなたに救つて頂きました。私  
は虫の王でございます。あなたがもし緊急の難事に遭  
う日がありましたら、必ず連絡されますように」と。  
十年余りが経ち、そのころ江南にはあちこちに盜賊が  
いた。昭之は餘杭山を通り過ぎた折、盜賊の頭目に連  
れ去られ、餘姚縣の牢獄に繋がることになった。昭  
之がふと蟻の王の夢を思い出し、どうしたものかと考  
えていると、一緒に投獄された者がいて昭之にどうか

したのかと尋ねた。昭之はこう答えた「蟻が私に危急のことがあればきつと知らせるようにと言ったのだが、今何処にこの事を告げたらいいのだろうか」と。囚人に「ただ二・三匹の蟻を捕まえて、掌の上に乘せて祈つてみたらいいんじゃないのか」と言う者がいた。昭之がその言葉通りにしてみると、その夜果たして黒い服の人が夢の中に現れた。言うには「急いで餘杭山に逃げ込みなさい。天子は大赦の令を下そうとしており、今からそう先のことではないでしょう」と。そこでハッとして目が覚めた。蟻は疾うに枷を噛み切っており、それで牢獄から脱出することができた。江を渡つて餘杭山に逃れた。程なくして大赦令が出て、罪を免れることができた。

#### 【語釈】

\*この話は『類聚』九七、『初學記』二〇、『御覽』六四三、『廣記』四七三、『天中記』五七に見える。また、この事は『搜神記』卷二〇に見える。

吳富陽縣董昭之、嘗乘船過錢塘江、中央見有一蟻。著一短蘆、走一頭、迴復向一頭、甚惶遽。昭之曰「此畏死也。」欲取著船、船中人罵「此是毒螫物、不可長。我當踰殺之。」昭意甚憐此蟻、因以繩繫蘆著船。船至岸、蟻得出。其夜、夢一人、烏衣、從百許人來、謝云「僕は蟻中之王。不慎墮江、慚君濟活。若有急難、當見告語。」歷十餘年、時所在劫盜。昭之被橫録爲劫主、繫獄餘杭。昭之忽思、蟻王夢、緩急當告。今何處告之。結念之際、同被禁者。問

之、昭之具以實告。其人曰「但取兩三蟻、著掌中語之。」昭之如其言、夜果夢烏衣人。云「可急投餘杭山中。天下既亂、赦令不久也。」於是便覺。蟻嚼械已盡、因得出獄。

過江、投餘杭山。旋遇赦、得免。(『搜神記』二〇)

吳の富陽縣の董昭之、嘗て船に乗りて錢塘江を過ぐるに、中央に「蟻有るを見る。」短蘆に著き、一頭に走りては、廻りて復た一頭に向かひ、甚だ惶遽す。昭之曰く「此れ死を畏るるならん」と。取りて船に著けんと言するに、船中の人は「此れは是れ毒螫の物、長ぜしむ可からず。我當に之を踰殺すべし」と罵る。昭は意に甚だ此の蟻を憐み、因りて繩を以て蘆を繋ぎて船に著く。船岸に至り、蟻出づるを得たり。其の夜、夢に一人あり、烏衣にして、百許りの人を従へて來り、謝して云ふ「僕は是れ蟻中の王なり。慎まずして江に墮ち、君に濟活せらるるを慚づ。若し急難有らば、當に告語せらるべし」と。十餘年を歴て、時に所在に劫盜あり。昭之横録せられて劫主と爲れ、獄に餘杭に繋がる。昭之忽ち思ふ、蟻王夢に、緩急あらば當に告ぐべしと。今何處にか之を告げんと。結念の際、同に禁ぜらるる者あり。之に問ふに、昭之は具に實を以て告ぐ。其の人曰く「但だ兩三の蟻を取り、掌中に著けて之に語れ」と。昭之其の言の如くするに、夜に果たして烏衣の人を夢む。云ふ「急ぎ餘杭の山中に投ずべし。天下既に亂るれば、赦令久しからざらん」と。是に於て便ち覺む。蟻は械を噛みて已に盡くたし、因りて獄を出づるを得たり。江を過ぎ、餘杭山に投ず。旋ち赦に遇

ひ、免るるを得たり。

①富陽縣—『古小説鉤沈』、『初學記』、『御覽』は「富陽縣」に作るが、『類聚』及び『廣記』、『搜神記』に拠つて改めた。「富陽縣」は、県名。晉に置かれた。浙江省杭県の南。秦の富春県の地。「富陽縣」は、県名。漢に置かれた。湖北省宜昌県の東。

②嘗乗船過錢塘江、中央見有一蟻—この十三字、『初學記』は「乗船過錢塘江、江中見一蟻」（船に乗りて錢塘江を過ぐるに、江中に一蟻を見る）に作る。

『御覽』は『初學記』とほぼ同文だが、「乘」字を「泛」に作る。「中央」二字、『廣記』は「江中」に作る。「錢塘江」は、川の名。浙江の下流、杭縣城の南にある部分をいう。

③著一短蘆—『類聚』はこの後に「蘆長二三尺」（蘆の長さは二三尺）五字があり、「原訛尸。據馮校本改」（原は尸に誰る。馮校本に據りて改む）と注している。

④走一頭、迴復向一頭、甚遑遑、昭之曰、此畏死也—この十八字、『初學記』は「遑遑垂死」（遑遑して死に垂んとす）四字に、『廣記』、『御覽』は「遑遑畏死」（遑遑して死を畏る）四字に作る。「遑遑」は、ひどくあわてる。

⑤因以繩繫蘆、欲取著船頭—この十字、『類聚』は「欲取著舡」（取りて舡に著けん）と欲す）四字に、『初學記』は「便以繩繫蘆著舡」（便ち繩を以て蘆を繫ぎ

て船に著く）七字に、『廣記』は「因以繩繫蘆、著舡」（因りて繩を以て蘆に繫ぎ、船に著く）七字に作る。『御覽』は『初學記』とほぼ同文だが、「便」字を「使」に作る。

⑥船中人罵、此是毒螫物、不可長、我當蹋殺之、昭意甚憐此蟻—この二十三字、『初學記』、『廣記』、『御覽』に無し。「毒螫」は、毒虫に刺されること。「蹋」は、踏む。

⑦會船至岸、蟻緣繩得出—この九字、『類聚』に無く、『初學記』、『廣記』、『御覽』は「船至岸、蟻得出」（船岸に至り、蟻出づるを得たり）六字に作る。

⑧從百許人來—この五字、『廣記』に無し。「從百許人」四字、『初學記』、『御覽』に無し。

⑨僕不慎墮江、慚君濟活、僕是蟲王、君若有急難之日、當見告語—この二十四字、『初學記』及び『御覽』は「僕是蟻中王。君有急難、當見先語（僕は是れ蟻中の王なり。君に急難有らば、當に先に語らるべし）十三字に、『廣記』は「僕は蟻中之王也。感君見濟之恩。君後有急難、當相告語」（僕は是れ蟻中の王なり。君に濟はるるの恩に感ず。君後に急難有らば、當に相ひ告語すべし）二十二字に作る。「濟活」は、救い生かす。

⑩歷十餘年、於是便覺—この部分、『類聚』は「後昭之遇事繫獄」（後に昭之事に遇ひて獄に繋がる）七字に作る。『初學記』は「歷十餘年、時江左所劫盜

横。録昭之爲劫主、繫餘姚獄。昭之自惟蟻王夢『緩急當告、今何處告之。』獄囚言『但取兩三蟻、著掌中祝之。』昭之如其言、暮果夢昔烏衣人。言『可急去入餘杭山。天下既亂、赦令不久也。』於是便覺（十餘年を歴て、時に江左所に劫盜あり、昭之を横録して劫主と爲し、餘姚の獄に繫ぐ。昭之自ら蟻王の夢を惟ふ「緩急ありて當に告ぐべきも、今何處にか之を告げん」と。獄囚言ふ「但だ兩三の蟻を取り、掌中に著けて之に祝れ」と。昭之其の言の如くするに、暮に果たして昔の烏衣の人を夢む。言ふ「急ぎ去りて餘杭山に入る可し。天下既に亂るれば、赦令久しからざらん」と。是に於て便ち覺む）に作る。『御覽』は『初學記』とほぼ同文。「久」字について、『廣記』は「久原作及。據明鈔本改」（久原は及に作る。明鈔本に據りて改む）と注している。

⑪ 餘杭山—山名。越王句踐が呉王夫差を追い込んだ山。姚江の北岸。

⑫ 餘姚—県名。秦に置かれた。浙江省紹興県の東北。

⑬ 蟻齧械已盡く得免—この二十字、『類聚』は「蟻領羣蟻穴獄。昭遂得免」（蟻羣蟻を領して獄に穴す。昭遂に免るるを得たり）十字に作る。『初學記』は「蟻攻商械已盡、因得出獄。過江投餘杭山。遇赦、遂得免」（蟻商械を攻して已に盡くし、因りて獄を出づるを得たり。江を過ぎて餘杭山に投ず。赦に遇ひ、遂に免るるを得たり）二十一字に作る。『御覽』は

『初學記』とほぼ同文だが、「攻商械」三字を「齧械」二字に作る。「得免」二字、『廣記』は「遂得無他」（遂に他無きを得たり）四字に作る。

## 2 薛道詢

① 太元元年、江夏郡安陸縣薛道詢。年二十二、少來了。忽得時行病。差後發狂、百治救不痊。乃服散狂走、猶多劇。忽失蹤跡、遂變作虎。食人不可復數。後有一女子、樹下採桑、虎往取食之。食竟、乃藏其釵鈿著山石間。後還作人、皆知取之。經一年還家、復爲人。遂出都仕官、爲殿中令史。夜共人語、忽道天地變怪之事。道詢自云「吾昔曾得病發狂、化作虎。噉人一年。」中兼道其處所姓名。其同坐人、或有食其父子兄弟者、於是號哭、捉以付官。遂餓死建康獄中。

太元元年、江夏郡安陸縣の薛道詢。年二十二にして、少來了たり。忽ち時行の病を得たり。差えて後發狂し、百治救はんとするも痊えず。乃ち散を服して狂走し、猶ほ劇すること多し。忽ち蹤跡を失ひ、遂に變じて虎と作る。人を食ひて復た數ふ可からず。後一女子有り、樹下に桑を採り、虎往きて取りて之を食ふ。食し竟り、乃ち其の釵鈿を藏して山石の間に著く。後還た人と作るに、皆な知りて之を取る。一年を経て家に還り、復た人と爲る。遂に都に出でて仕官し、殿

中の令史と爲る。夜人と共に語り、忽ち天地・變怪の事を道ふ。道詢自ら云ふ「吾れ昔曾て病を得て發狂し、化して虎と作る。人を噉ふこと一年なり」と。中ごろ兼ねて其の處所姓名を道ふ。其の同に坐する人、或いは其の父子・兄弟を食らはるる者有り、是に於て號哭し、捉へて以て官に付す。遂に餓えて建康の獄中に死す。

【通釈】

太元元年、江夏郡安陸縣に薛道詢という者がいた。

二十二歳で、若い頃から物事に対する理解がはやかだった。突然流行病に罹った。病が治つてから発狂し、様々な療法で救おうとしたが治すことは出来なかった。かえって薬を飲んで狂つたように走り出して、更に酷くなっているようだった。にわかに行方が分からなくなり、そのまま虎に変わってしまった。人を食べ続けて数えることも出来ない程であった。後に或る娘がおり、樹の下で桑を採っていたが、虎はそこへ行つてこの娘を捕まえて食べた。食べおわり、そうして娘の簪と腕輪を山の岩の間に隠しておいた。後に人間の姿に戻つたが、みな憶えていてこの簪と腕輪を取った。一年が経つて家に戻り、再び人間の姿になった。そのまま都に出て仕官し、宮中の令史となった。夜に他の人と一緒に語つていて、話は天地・妖怪のことになった。道詢は自ら「私は昔病氣になつて発狂したことがあったが、姿が虎に変わってしまった。一年ものあいだ人

を食べていたのだ」と。話の中で食べた人間の居所や姓名についても口にした。そこに同席していた人で、中にはその父や子・兄弟を食べられた者がおり、そこで大声を上げて泣き、捕まえて役人に引き渡した。そのまま餓えて建康の牢獄の中で亡くなった。

【語釈】

\*この話は『御覽』八八八及び『廣記』四二六に見える。

①太元―「太元」は、東晉、孝武帝(司馬曜)の年号。三七六―三九六年。

②江夏郡安陸縣―漢に置かれた。湖北省應山県の南。

③薛道詢―『廣記』は「師道宣」に作る。『御覽』は「詢」字を「恂」に作る。

④少來了了、忽得時行病、差後發狂、百治救不痊、乃服散狂走、猶多劇、忽失蹤跡、遂變作虎―この句、『廣記』は「少未了了、後忽發狂、變爲虎」(「少くして未だ了了たらざるに、後、忽ち發狂し、變じて虎と爲る)十一字に作る。「百治救不痊、乃服散狂走」十字、『御覽』は「百藥治救不損、乃復病狂走」(百藥もて治め救はんとするも損はれず、乃ち復た病みて狂走す)十一字に作る。

⑤食人不可復數―「復數」二字、『廣記』は「紀」一字に作る。

⑥後還作人、皆知取之―この八字、『廣記』は「後復人形、知而取之」(後に復た人形となり、知りて之を取る)に作る。

⑦令史—蘭臺尚書の属官。文書事務を掌る。漢代に置かれたが、その地位は次第に低くなり、明代に廃された。

⑧中兼道其處所姓名—この八字、『廣記』は「言其姓名」(其の姓名を言ふ)四字に、『御覽』は「中兼使敘其處所、并人姓名」(中ごろ兼ねて便ち其の處所、並びに人の姓名を敘ぶ)十一字に作る。

⑨其同坐人—この四字、『廣記』は「同坐人或坐人」(同に坐する人 或いは坐人の)六字に作る。

⑩捉以付官—この四字、『廣記』は「捉送赴官」(捉へ送りに官に赴く)に作る。

### 3 麻姑

①晋孝武太元八年、富陽民麻姑者、好噉膾。江北華本者、爲人好噉鼈臚。二人相善。

麻姑見一鼈、大如釜蓋、頭尾猶是大蛇。繫之經一月、盡變鼈。便取作膾、報華本食之、非常味美。麻姑不肯食、華本彊令食之。麻姑遂噉一鱗、便大惡心、吐逆委頓、遂生病。噉中有物、塞喉不下、開口向本。

本見有一蛇頭、開口吐舌。本驚而走、姑僅免。

②本後于宅得一蛇、大二圍、長五六尺、打殺作膾、喚麻姑。別復切魚、爲膾自食、以蛇膾與麻。麻姑得食甚美、苦求此魚。華本因醉、喚家人奉蛇皮及餘肉出。麻姑見之大吐、歔血而死。

①晋の孝武の太元八年、富陽の民麻姑は、膾を噉ふを好む。江北の華本は、人と爲り鼈臚を噉ふを好む。二人相ひ善し。

②麻姑一鼈を見るに、大なること釜の蓋の如く、頭尾は猶ほ是れ大蛇のごとし。之を繫ぎて一月を経るに、盡く鼈に變ず。便ち取りて膾を作り、華本に報じて之を食はしむるに、常に非ず味美し。麻姑肯へて食はず。華本彊ひて之を食は合む。麻姑遂に一鱗を噉ふに、便ち大いに惡心あり、吐逆委頓し、遂に病を生ず。噉ひし中に物有り、喉を塞ぎて下らず、口を開きて本に向かふ。本一蛇頭有り、口を開きて舌を吐くを見る。本驚きて走り、姑僅かに免る。

③本後に宅に于一蛇を得るに、大きさ二圍、長さ五六尺、打ち殺して膾を作り、麻姑を喚ぶ。別に復た魚を切り、膾を爲りて自ら食ひ、蛇の膾を以て麻に與ふ。麻姑食ふを得て甚だ美なれば、苦ろに此の魚を求む。華本酔ひに因りて、家人を喚びて蛇の皮及び餘肉を奉じて出さしむ。麻姑之を見て大いに吐き、血を歔きて死す。

### 【通釈】

①晋の孝武帝の太元八年、富陽の民である麻姑は、膾を食べるのが好きだった。江北の華本は、生來鼈の肉のスープを食べるのを好んだ。この二人は仲が良かった。

②麻姑は一匹の鼈を見つけたが、その大きさは釜の蓋



ほどもあり、頭と尾はまるで大蛇のようであった。これを繋いでひと月が経った頃、その姿はすっかり普通の鼈すっぽんに変化していた。すぐにそれで膾を作り、華本に知らせてこれを食べさせると、尋常ではなく美味だった。麻姑は食べようとしなかった。華本は強いてこれを食べさせた。そこで麻姑は切り身をひとつ食べたが、すぐに酷い吐き気を催し、飲み込んだ食べ物を吐き出して体の力が入らず、そのまま病気になつてしまった。食べたものの中に何かがあり、喉を塞いで呑み込めず、口を開いて本に向かつていった。本は蛇の頭が、口を開けてちろちろと舌を吐いているのを見た。本は驚いて逃げ出し、姑はどうにか助かった。

本はその後に自分の家で一匹の蛇を見つけたが、その太さは二抱えほどで、長さは五六尺もあり、打ち殺して膾を作り、麻姑を喚んだ。別にまた魚を切り分けて、膾にして自分で食べ、蛇の膾の方を麻に与えた。麻姑は食べてみてとても美味しかったので、この魚を欲しいとせがんだ。華本は酔っていたので、家人を喚んで蛇の皮と残りの肉を捧げて出させた。麻姑はこれを見るや酷く嘔吐し、血を吐いて死んだ。

### 【語釈】

\*この話は『廣記』一三二及び『書鈔』一四五、『御覽』八六一、八六二に見える。

①晋孝武太元八年—三八三年。「太元」は、東晋、孝武帝（司馬曜）の年号。三七六—三九六年。この七

字、『書鈔』、『御覽』八六一、八六二に無し。

②富陽民麻姑者、好噉膾—この九字、『御覽』八六一に無く、『書鈔』は、「麻姑爲人噉膾」（麻姑人と爲り膾を噉ふ）六字に、『御覽』八六二は「江南有麻姑治者、爲人好噉膾」（江南に麻姑治なる者有り、人と爲り膾を噉ふを好む）十二字に作る。「富陽」は、県名。晋に置かれた。浙江省杭県の南。秦の富春の地。

③江北華本者、爲人好噉鼈臙—この十一字、『書鈔』に無く、『廣記』は「華本者、好噉鼈臙」（華本は、鼈臙を噉ふを好む）七字に、『御覽』八六一は「江北華本者、爲人好噉鼈臙」（江北の華本は、人と爲り鼈臙を好む）十字に、『御覽』八六二は「江北岸有華本者」（江北の北岸に華本なる者有り）七字に作る。「江北」は、揚子江以北の総称。江蘇省の長江以北の地の通称。

④二人相善—姑僅免—この部分、『書鈔』、『御覽』八六一、八六二に無し。『御覽』八六二はこの句前後の記述が無い。

⑤便取作膾—「膾」字、『廣記』は「臙」に作る。「臙」は、肉の羹。

⑥吐逆委頓—「吐逆」は、食べ物を吐くこと。「委頓」は、力が抜けること。

⑦本後于宅得一蛇、大二圍、長五六尺、打殺作膾、喚麻姑—この二十一字、『書鈔』は「華本得一大蛇、

喚麻爲膾」(華本 一大蛇を得、麻を喚びて膾を爲る) 十字に作り、『御覽』八六二は「得一大蛇、喚麻爲膾」(一大蛇を得、麻を喚びて膾を爲る) 八字に作る。

⑧ 別復切魚、爲膾自食、以蛇膾與麻—この三句、『廣記』及び『御覽』八六一、八六二に無し。

⑨ 麻姑得食甚美、苦求此魚—この十字、『書鈔』は「麻已得膾」(麻 已に膾を得たり) 四字に作り、以降の記述が無い。『御覽』八六二は「得食甚美、苦索魚名」(食ふを得て甚だ美なれば、苦るに魚の名を索む) 四字に作る。

⑩ 華本因醉—「華」字、『廣記』に無し。

⑪ 奉蛇皮及餘肉出—この七字、『廣記』は「捧蛇皮及餘肉來」(蛇皮及び餘肉を捧じ來る) に作る。

⑫ 大吐、歔血而死—この六字、『廣記』は「嘔血而死」(血を嘔きて死す) 四字に作る。

#### 4 郭坦

江夏郡安陸縣、隆安之初、有一人。姓郭名坦、兄弟三人。其大兒忽得時行病、病後遂大能食。一日食斛餘米。其家供給五年、乃至罄貧、語曰「汝當自覓食。」後至一家、門前已得筥飯、又從後門乞。此家出語之「汝已就前門得、那復後門乞。」其人荅曰「實不知君有兩門。」腹大飢不可忍。後門有三畦韭、一畦大蒜。因噉兩畦、便大悶極臥地。須臾至大吐。吐一物、似

龍、出地漸漸大。須臾、主人持飯出、腹不能食、遂撮飯內著向所吐出物上、即消成水。此人於此病遂得差。

江夏郡安陸縣、隆安の初め、一人有り。姓は郭名は坦、兄弟三人あり。其の大兒 忽ち時行の病を得、病みて後遂に大いに能く食ふ。一日に斛餘の米を食ふ。其の家供給すること五年、乃ち罄貧に至り、語りて曰く「汝 當に自ら食を覓むべし」と。

後に一家に至り、門前 已に筥飯を得、又た後門從り乞ふ。此の家出でて之に語る「汝 已に前門に就きて得たるに、那ぞ復た後門に乞ふや」と。其の人荅へて曰く「實に君に兩門 有るを知らず」と。腹 大いに飢ゑて忍ぶ可からず。後門に三畦の韭有り、一畦に大蒜あり。因りて兩畦を噉ふに、便ち大いに悶え極まりて地に臥す。須臾にして大いに吐くに至る。一物を吐くに、龍に似て、地に出て漸漸として大となる。須臾にして、主人 飯を持ちて出づるに、腹 食ふ能はず、遂に飯を撮りて向に吐き出す所の物の上に内著くるに、即ち消えて水と成る。此の人 此に於て病 遂に差ゆるを得たり。

#### 【通釈】

江夏郡安陸縣、隆安年間の初め頃、或る男がいた。姓は郭で名は坦といい、三人の息子たちがいた。突然その長男が流行病に罹り、病んでからは非常にたくさ

ん食べるようになった。一日に一斛余りの米を食べた。その家では五年ものあいだ食べさせ続け、その為にすっかり貧乏になり、言い聞かせるには「お前はこれから自分で食べ物を手に入れなさい」と。

その後或る家の前までやって来て、門の前で箱に盛ったご飯を貰い、また裏門から食べ物を乞うた。この家の者が出て来て言うには「お前はもう表門から飯を貰っているというのに、どうしてまた裏門から乞うのだ」と。その人が答えるには「本当にあなたの家に門が二つあるのを知らなかつたのです」と。ひどくお腹が空いて堪えられない程になつた。裏門側には三畦の畑に韭が植えられていて、一畦ほど大蒜が植えられていた。それで二畦分を食べたが、直ぐに激しく悶え始めて地面に倒れ臥した。暫くしてたくさんのものを吐き出した。何かを吐いたが、それは龍に似ていて、地面に吐き出されると次第に大きくなつていった。暫くして、その家の主人がご飯を持って出て来たが、食べることが出来ない腹具合だったので、そのままご飯をつまみ取つて先ほど吐き出した物の上に置いてみると、直ぐに消えて水に変わった。こうしてこの人の病氣はそのまま治つたのであつた。

### 【語釈】

\*この話は『御覽』八四九、『書鈔』一四三に見える。

- ①江夏郡安陸縣—漢に置かれた。湖北省應山県の南。  
②隆安之初—この四字、『御覽』に無し。「隆安」は、

東晉の安帝(司馬德宗)の年号。三九七〜四〇一(或いは四〇二年)。

- ③有一人、姓郭名坦、兄弟三人、其大兒忽得時行病—この十九字、『書鈔』は「有郭愷、兄弟三人、寒天而忽得時行病(郭愷有り、兄弟三人、寒天にして忽ち時行の病を得たり)十五字に作る。「一」字、『御覽』に無し。

- ④斛—尺貫法で、体積の単位。一石は十斗で、二〇・二リツトル。

- ⑤罄貧—すっかり貧乏になること。「罄」は、ことごとく。

- ⑥語曰、汝當自覓食—以降の文、『書鈔』に無し。

- ⑦宮飯—宮(飯入れ)に盛つた飯。

- ⑧又從後門乞—「又」字、『御覽』に無し。

- ⑨此家出語之、汝已就前門得、那復後門乞—『古小説鉤沈』にはこの十六字が無いが、『御覽』に拠つて補つた。

- ⑩畦—うね。田の広さ。

- ⑪須臾至大吐—「至」字、『御覽』に無し。

- ⑫似龍—「龍」字、『御覽』は「籠」に作る。

- ⑬須臾、主人持飯出、腹不能食—「須臾」二字、『御覽』は「及」一字に作り、「腹不」二字を互倒して「不復」に作る。

- ⑭吐出物—「出」字、『御覽』に無し。

5 吳道宗<sup>ごどうそう</sup>

晉義熙四年、東陽郡太末縣吳道宗、少失父。單與母居、未有婦兒。宗賃不在家、鄰人聞其屋中碰磕之聲。闕不見其母、但有烏斑虎、在其屋中。鄉里驚惶、恐虎入其家食其母、便鳴鼓會人、共往救之。圍宅突進、不見有虎、但見其母。語如平常、不解其意。兒還、母語之曰「宿罪見譴、當有變化事。」

後一月日、便失其母。縣界内虎災屢起、皆云母烏斑虎。百姓患之、發人格擊之、殺數人。後人射虎中膺、并戟刺中其腹、然不能即得。經數日後、虎還其家故牀上、不能復人形、伏牀上而死。其兒號泣、如葬其母法、朝冥哭臨之。

晉の義熙四年、東陽郡太末縣の吳道宗、少くして父を失ふ。單り母と居り、未だ婦兒有らず。宗賃して家に在らず、鄰人其の屋中に碰磕の聲を聞く。闕ふも其の母を見ず、但だ烏斑の虎有り、其の屋中に在り。鄉里驚惶し、虎其の家に入りて其の母を食はんとするを恐れ、便ち鼓を鳴らして人を會し、共に往きて之を救はんとす。宅を圍みて突進するに、虎有るを見ず。但だ其の母を見るのみ。語ること平常の如きも、其の意を解せず。兒還り、母之に語りて曰く「宿罪譴めらるれば、當に變化の事有るべし」と。

後一月日、便ち其の母を失ふ。縣界の内に虎災屢ば起き、皆な母の烏斑の虎なりと云ふ。百姓之を患

ひ、人を發して之を格撃し、數人を殺さる。後に人虎を射て膺に中て、并びに戟も刺して其の腹に中つるも、然れども即ち得る能はず。數日を経て後、虎其の家の故の牀上に還るも、復た人の形となる能はず、牀上に伏して死す。其の兒號泣し、其の母を葬るの法の如くし、朝冥哭して之に臨む。

【通釈】

晉の義熙四（四〇八）年、東陽郡太末縣の吳道宗は、若くして父親を亡くした。ひとり母親と暮らし、まだ妻も子供もいなかった。宗が賃仕事に行つて家を留守にしていた時、近所の人がある家の中に何かがぶつかる音を聞いた。様子を窺つたが母親の姿は見えず、ただ黒い斑模様の虎がおり、その家の中にいた。里の者はひどく驚き、虎がその家に入り込んで其の母親を食い殺そうとしているのではと恐れ、直ぐに太鼓を鳴らして人を集め、一緒にこの母親を救いに行こうとした。家宅を圍んで突入したが、虎の姿は何処にも見えなかった。ただ其の母親が居るだけであつた。語る様子は平常と変わらなかつたが、その言っている意味は分からなかつた。息子が戻つて来て、母親は息子にこう語つた「前世の罪が譴められた為に、こんな風に変身してしまふことになつたのだらう」と。

それから月日が経ち、不意にその母親がいなくなつた。県境の内虎による災害が屢々起こり、皆は雌の黒い斑模様の虎の仕業だと言つた。人々はこの事を憂

え、人を向かわせてこの虎を撃ち、数人が殺されてしまった。後に或る人が虎を射て膺に命中させ、更に戟でその腹を刺したが、それでもその場で捕らえることは出来なかつた。数日が経つてから、虎は其の家の元の寝台の上に戻つて来たが、再び人の姿になることが出来ず、寝台の上に伏して死んでしまった。その息子は大声を上げて泣き、母親を葬る作法の通りにし、朝も夕も哭していた。

【語釈】

\*この話は『珠林』四三、『御覽』八八八、『廣記』四二六に見える。

① 晉義熙四年—四〇八年。「義熙」は、東晉の十代皇帝、安帝（司馬德宗）の年号。四〇五—四一八年。

『御覽』に「晉」字無し。

② 東陽郡太末縣—漢に置かれた。浙江省龍游県。

③ 單與母居、未有婦兒—この八字、『御覽』は「與母居、未娶婦」六字に作り、『廣記』には「兒」字が無い。

④ 宗賃不在家—この五字、『御覽』は「道宗收債不在家」（道宗 債を収めて家に在らず）七字に、『廣記』は「一日、道宗他適」（一日、道宗 他に適く）六字に作る。

⑤ 碰磕之聲—ぶつかる音。「碰」字、『珠林』及び『御覽』は「碎」に作る。「碎磕」は雷のような音。『廣記』は「窣」に作る。「窣磕」は突然起こつた物音の形容。

⑥ 郷里驚惶、恐虎入其家食其母、便鳴鼓會人、共往救之—この二十一字、『廣記』は「隣人恐虎食道宗母、遂鳴鼓會里人、共救之」（隣人 虎 道宗の母を食はんとするを恐れ、遂に鼓を鳴らして里人を會し、共に之を救はんとす）十七字に作る。「里」字、『御覽』は「曲」に作る。

⑦ 宿罪見譴—この四字、『珠林』は「當罪見追」（罪に當りて追はる）に作る。「譴」字、『御覽』は「追」に作る。

⑧ 後一月日、便失其母—この八字、『廣記』は「後一月、忽失母」六字に作る。「便失其母」四字、『珠林』は「便失母」（便ち母を失ふ）三字に作る。

⑨ 皆云母烏斑虎—『御覽』及び『廣記』に「母」字無し。

⑩ 發人格擊之、殺數人、後人射虎中膺—この十四字、『廣記』は「衆共格之、傷數人。後人射虎、箭帶膺」（衆 共に之を格ち、數人を傷つけらる。後に人虎を射、箭膺に帶ぶ）に作る。「中」字、『珠林』は「白」に作る。

⑪ 故牀上—この三字、『廣記』に無し。

⑫ 如葬其母法、朝冥哭臨之—この十字、『廣記』は「葬之其母」四字に作る。「之」字、『御覽』に無し。

6 廣州刺史

廣州刺史喪還、其大兒安吉、元嘉三年病死、第二兒

四年復病死。或教以一雄鷄置棺中。此鷄每至天欲曉、輒在棺裏鳴三聲、甚悲徹、不異栖中。鳴一月日後、不復聞聲。

廣州刺史喪還するに、其の大兒安吉、元嘉三年病みて死し、第二兒四年に復た病みて死す。或るもの一の雄鷄を以て棺中に置くを教ふ。此の鷄天の曉ならんとするに至る毎に、輒ち棺裏に在りて鳴くこと三聲、甚だ悲徹して、栖中に異ならず。鳴くこと一月日後、復た聲を聞かず。

【通釈】

廣州刺史が喪の為に帰郷した時、その長男である安吉が、元嘉三（四二六）年に病気で亡くなり、次男もやはり元嘉四（四二七）年に病死した。或る人が一羽の雄鷄を棺の中に置くようにと教えた。この鷄は夜が明けようとする度に、そのつど棺の中で何度も泣き声を上げ、その声はひどく悲しげに徹り、それは巢の中にいる時の様子と変わらなかった。ひと月のあいだ鳴き続けたのち、二度と声は聞こえなくなつた。

【語釈】

\*この話は『廣記』四六一に見える。

① 廣州—州名。三國呉に置かれた。廣東・廣西二省から旧廉州・瓊州の二府を除いた地。

② 大兒—歳の多い息子。兄。

③ 元嘉—南朝宋、文帝（劉義隆）の年号。四二四—四

五三年。

7 周客子女（周客子の女）

周客子有女。噉不知足、家爲之貧。自至長橋南、見罌者挫魚作鮓。以錢一千、求作一飽。乃擣魚、食五斛、便大吐之。有蟾蜍從吐中出。婢以魚置口中、即成水。女遂不復噉。

周客子に女有り。膾を噉ひて足るを知らず、家之が爲に貧たり。自ら長橋の南に至り、罌者の魚を挫りて鮓を作るを見る。錢一千を以て、一飽を作らんことを求む。乃ち擣きて魚を噉ひ、五斛を食ふに、便ち大いに之を吐く。蟾蜍有りて吐中從り出づ。婢魚を以て口中に置くに、即ち水と成る。女遂に復た膾を噉はず。

【通釈】

周客子には娘がいた。なますを食べて満足するといふことが無く、家はそのせいで貧しくなつた。自ら長橋の南までやって来て、漁師が魚を切つて酢漬の魚を作っているのを見かけた。そこで、千錢で、腹がふくれる程の量を作るよう頼んだ。そうして細かく擣いて魚を食べ、五斛ほど食べたところで、ひどくこれを吐き出した。吐いたものの中からヒキガエルが出て来た。女中が魚をその口の中に入れてみると、魚はすぐに水に変わった。娘はそれから二度となますを食べようと

はしなかつた。

【語釈】

\*この話は『書鈔』一四五に二話引かれており、『御覽』八六二にも見える。

①周客子―「客」字、『御覽』に無し。

②家爲之貧―この四字、『書鈔』に無し。

③自至長橋南―「自」字、『御覽』に無し。「長橋」は、橋の名。

④見罟者挫魚作鮓―この七字、『書鈔』は「見罟者鮓」(罟者の鮓を見る)四字に作る。「罟者」は、漁師。

⑤以錢一千、求作一飽―『書鈔』はこの句の上に「復」字があり、『御覽』には「作」字が無い。

⑥乃擣噉魚―この四字、『御覽』に無し。「擣」は、細かくつきくだく。

⑦斛―体積の単位。一斛は十斗。二〇、二リットル。

⑧有蟾蜍從吐中出く女遂不復噉脰―この二十二字、『書鈔』に無し。

8 范光祿

有范光祿者、得病、腹脚竝腫、不能飲食。忽有一人、清朝不自通達、進入光祿齋中。就光祿邊坐。光祿謂曰「先不知君、君那得來而不自通。」此人荅曰「佛使我來治君病也。」發衣見之。因出針、針腫上。儻忽之間、頓針兩脚及膀胱百餘下、然不覺痛。復欲針腹、其兒黃門不聽語、竟便去。後針孔中黃膿汁、管二三

升許。至明曉、脚都差、針亦無孔。范甚喜。

范光祿なる者有り、病を得て、腹脚竝びに腫れ、飲食する能はず。忽ち一人有り、清朝自ら通達せず、進みて光祿の齋中に入る。光祿の邊に就きて坐す。光祿謂ひて曰く「先に君を知らず、君那ぞ來りて自ら通ぜざるを得たる」と。此の人荅へて曰く「佛我をして來りて君の病を治せしむるなり」と。衣を發きて之を見る。因りて針を出し、腫の上に針す。儻忽の間、頓に兩脚及び膀胱に針すること百餘下、然れども痛みを覺えず。復た腹に針せんと欲するも、其の兒の黃門語を聽かず、竟に便ち去る。後に針孔中より黃膿汁あり、管に二三升許りなり。明曉に至り、脚都て差え、針も亦た孔無し。范甚だ喜ぶ。

【通釈】

范光祿という者がおり、病気に罹り、腹と脚がどちらも腫れ、食べたり飲んだりすることも出来なかつた。不意に一人の男が現れ、早朝に自ら來訪を知らせず、勝手に進んでいつて光祿の部屋の中に入つて來た。光祿の側まで行つて座り込んだ。光祿が言うには「私は貴方のことを知らないのですが、貴方はどうして案内も請わずに此処まで入つて來られたのですか」と。この人が答えるには「仏が貴方の病気を治させる為に私を遣わしたのです」と。衣服を開いて光祿の病状を診た。そうして針を取り出し、腫れ物の上に刺した。忽

ちの内に、しきりに両足と膀胱に針を百余り刺したのだが、それでも痛みは感じなかった。再び腹に針を刺そうとしたが、その息子の黄門が言うことを信じず聞き入れなかったので、結局すぐに去って行った。後に針の穴の中から黄色い膿の汁が流れ出し、それはいつも二三升ほどもあった。夜明けになり、脚は完全に治り、針の穴も見えなくなつた。范はとても喜んだ。

【語釈】

\*この話は『御覽』七四三、『廣記』二二八に見える。

①有范光祿者—この五字、『御覽』は「范光祿」三字に作る。「范光祿」は、范泰。南朝宋の人。寧の子。

字は伯倫、散騎常侍。官は晉の御史中丞。宋の金紫光祿大夫、散騎常侍。(『宋書』六〇)

②腹脚—「腹」字、『廣記』は「兩」に作る。

③不能飲食—「能」字、『御覽』に無し。

④清朝不自通達、進入光祿齋中—この十二字、『廣記』は「不自通名、徑入齋中」(自ら名を通ぜず、徑ちに齋中に入る)八字に作る。「達」字、『御覽』は「遙」に作る。

⑤就光祿邊坐—この五字、『廣記』は「坐於光祿之側」(光祿の側らに坐す)六字に作る。

⑥光祿謂曰、先不知君—「謂曰」二字、『御覽』は「云」一字に作る。また「知」字、『廣記』及び『御覽』は「識」に作る。

⑦君那得來而不自通、此人荅曰—この十二字、『廣記』

は「那得見詣、荅云」(那ぞ見詣するを得たる、荅へて云ふ)六字に作る。「那」字、『御覽』は「た」に作る。「・」は、かくれる。また、人名に用いられる字。

⑧發衣見之—この四字、『廣記』は「光祿遂發衣示之」(光祿遂に衣を發きて之に示す)七字に作る。

⑨因出針—この三字、『古小説鉤沈』は「因以甘刀」(因りて甘刀を以て)四字に作るが、『廣記』に拠つて改めた。『廣記』は更に「出針原作以刀。據明鈔本改」(出針原は以刀に作る。明鈔本に據りて改む)と注している。『御覽』は「因捉其脚以甘刀」(因りて其の脚を捉りて甘刀を以て)七字に作る。

⑩然不覺痛、復欲針腹、其兒黃門不聽語、竟便去—この十八字、『廣記』に無し。

⑪後針孔中黃膿汁、嘗二三升許—この十二字、『廣記』は「出黃膿水三升許而去」(黄膿水を出すこと三升許りにして去る)九字に作る。「嘗」字、『御覽』は「當出」二字に作る。「升」は、尺貫法の容量の単位。一升は一斗の十分の一。一合の十倍。約〇・二〇二リットル。

⑫至明曉、脚都差、針亦無孔—この十字、『廣記』は「至明日、竝無針傷、而患漸愈」(明日に至り、竝びに針傷無くして、患漸く愈ゆ)十一字に作る。

9 沈しんじょう縦



① 餘杭縣有一人、姓沈名縱。其家近山。嘗一夕、與父同入山。至夜三更、忽見一人著紗帽、披絳綾袍。云是鬪山王。鬪山在餘杭縣。

餘杭縣に一人有り、姓は沈名は縱。其の家山に近し。嘗て一夕、父と共に山に入る。夜の三更に至り、忽ち一人の紗帽を著け、絳綾の袍を披るを見る。是れ鬪山王と云ふ。鬪山は餘杭縣に在り。

【通釈】

餘杭縣に或る人がおり、姓は沈で名は縱といった。

その家は山に近かった。有る日の夕べ、父親と一緒に山に登った。夜の午前零時頃になり、不意に紗帽を披り、赤い綾絹の上着を着た男を見た。土地の者は鬪山王と呼んでいる。鬪山は餘杭縣にある。

【語釈】

\*この話は『書鈔』一二九、『御覽』八一六に見える。

① 餘杭縣―県名。秦に置かれた。浙江省富陽県の北。

また、苕溪の北岸。

② 名縦―「縦」字、『御覽』八一六は「縱」に作る。

③ 其家近山、嘗一夕―この七字、『御覽』八一六に無し。

④ 至夜三更―この四字、『書鈔』は「至三更」三字に作り、『御覽』八一六は「至夜二更中」五字に作る。

「三更」は、現在の午後十一時、または午前零時からの二時間。

⑤ 著紗帽、披絳綾袍―この七字、『書鈔』は「著絳綾袍」四字に作る。「紗帽」は、紗（うすぎぬ）で作った帽子。「絳綾」は、あかいあやぎぬ。

⑥ 鬪山王―「鬪」字、『書鈔』は「鬪」に作る。

⑦ 鬪山在餘杭縣―この五字、『書鈔』に無し。

10 玉朧

餘杭縣南巷中、有一人、佚其名。路入山、得一玉朧。從此以後、所向如意。家遂殷富。

餘杭縣の南巷中に、一人有り、其の名を佚ふ。路に山に入り、一の玉朧を得たり。此れ従り以後、向かふ所意の如し。家遂に殷んに富む。

【通釈】

餘杭縣の南巷中に、或る人がいたが、その名前は分からない。道を進んで山に入り、玉朧を一つ手に入れた。それから後、全てのことが思い通りになった。家はそのまま多くの富を得た。

【語釈】

\*この話は『御覽』八〇五に見える。

① 餘杭縣―県名。秦に置かれた。浙江省富陽県の北。

また、苕溪の北岸。

② 佚其名、路入山―この六字、『御覽』は「姓沈名路、入山」（姓は沈名は路、山に入る）に作る。

③ 玉朧―玉の一種か。

11 王瓊之<sup>①</sup>

廣陵王瓊之、爲信安令。在縣、忽有一鬼。自稱「姓蔡名伯喈。」或復談議、誦詩書。知古今、靡所不諳。問「是昔蔡邕不。」答云「非也。與之同姓字耳。」問「此伯喈、今何在。」云「在天上、或下作仙人、飛來去。受福甚快、非復疇昔也。」

廣陵の王瓊之、信安の令爲り。縣に在り、忽ち一鬼有り。自ら稱す「姓は蔡、名は伯喈」と。或いは復た談議し、詩書を誦す。古今を知り、諳んぜざる所靡し。問ふ「是れ昔の蔡邕なるや不や」と。答へて云ふ「非なり。之と姓字を同じくする耳」と。問ふ「此の伯喈、今何くにか在る」と。云ふ「天上に在り、或いは下りて仙人と作り、飛びて來り去る。福を受くること甚だ快にして、復た疇昔に非ざるなり」と。

【通釈】

廣陵の王瓊之は、信安県の長官である。県に居た時、にわかに一匹の幽鬼が現れた。自ら名乗るには「姓は蔡、名は伯喈という」と。そうして談議したり、詩經や書經を読み上げたりした。古今のことをよく知っており、暗唱できないものは無かった。王瓊之は「あなたは昔の蔡邕なのか」と尋ねた。答えて言うには「そうではない。彼とは姓と字が同じというだけだ」と。また尋ねた「この伯喈は、今は何処に居るのだ」と。

言うには「天上に居て、地上に下りて仙人になり、飛んで来ては去っている。非常な幸福を受けており、昔のような悲運ではない」と。

【語釈】

\*この話は『御覽』八八三、『廣記』三二二に見える。

① 廣陵王瓊之、爲信安令——「廣陵王瓊之」五字、『廣記』は「廣漢王瓊之」（廣漢の王瓊之）に作る。「廣陵」は、県名。南朝宋に置かれた。江蘇省の境。「廣漢」は、県名。南朝宋に置かれた。四川省成都県。「信安」は、県名。晉に置かれた。浙江省衢県の境。後漢の新安県。唐の西安。

② 或復談議、誦詩書——この七字、『廣記』は「俄復談議詩」（俄に復た詩を談議す）五字に作る。

③ 知古今——この三字、『廣記』は「揆知古今」（揆りて古今を知る）四字に作る。

④ 是昔蔡邕不——この五字、『廣記』は「是昔日蔡邕否」（是れ昔日の蔡邕なるや否や）六字に作る。「蔡邕」は、後漢、陳留郡圉県の人。字は伯喈。性質は孝行で、若くして博学、辞章・数術・天文を好み、音律に精通し、琴を善くした。官は議郎で高陽に封ぜられた。後に董卓が王允によって誅殺され、蔡邕はこれを慨嘆したため、廷尉に付されることになった。蔡邕は黥首と刖足の刑によって死罪に替え、漢史の編纂を続けることを望んだが許されず、獄中に亡くなった。（『後漢書』九〇）また、後漢、上虞（浙江

省)の人。陳留の蔡邕と時を同じくし、字もまた伯喈という。隱居して仕えず、孝行を以て世に知られてゐる。(『尚友錄』一八)

⑤與之同姓字耳—この六字、『古小説鈎沈』は「與之同姓耳」(之と姓を同じくする耳)五字に作るが、『御覽』及び『廣記』に拠つて改めた。

⑥此伯喈—「此」字、『廣記』は「前」に作る。

⑦在天上、或下作仙人、飛來去、受福甚快—この十五字、『廣記』は「在天上作仙人。甚受福、其快樂」(天上に在りて仙人と作る。甚だ是れ福を受け、其の快樂)十三字に作り、「甚是二字、原空闕。據黃本補」(甚是二字、原は空闕なり。黃本に據りて補ふ)と注している。

## 12 陳氏

正月半、有神降陳氏之宅、云「我是蠶神。若能見祭、當令蠶桑百倍。」今人正月末作饊糜、爲此也。

正月半ば、神有りて陳氏の宅に降り、云ふ「我は是れ蠶神なり。若し能く祭らるれば、當に蠶桑をして百倍なら令むべし」と。今人正月の末に饊糜を作すは、此れが爲なり。

### 【通釈】

正月の半ば、神が現れて陳氏の家に降り、こう言つた「私は蚕の神である。もし私を祭つたならば、きつ

と養蚕を百倍にさせてやろう」と。今の人々が正月の末に饊糜を作るのは、これが始まりである。

### 【語釈】

\*この話は『御覽』三〇、八二五に見える。また、この事は『搜神記』

四、『續齊諧記』(『初學記』四、『廣記』二九三引)に見える。

吳縣張成夜起、忽見一婦人立於宅南角。舉手招成曰「此是君家之蠶室、我即此地之神。明年正月十五、宜作白粥、泛膏於上。」以後年年大得蠶。今之作膏糜像此。(『搜神記』卷四)

吳縣の張成、夜起るに、忽ち一婦人の宅の南角に立つを見る。手を舉げて成を招きて曰く「此れは是れ君が家の蠶室にして、我は即ち此の地の神なり。明年の正月十五、宜しく白粥を作り、膏を上を泛ぶべし」と。以後年年大いに蠶を得たり。今の膏糜を作るは此に像ふ。

吳縣張成夜起、忽見一婦人立於宅南角。舉手招成、成即就之。婦人曰「此地是君家蠶室、我即是此地之神。明年正月半、宜作白粥、泛膏於上祭我也。必當令君、蠶桑百倍。」言絶失之。成如言作膏粥。自此後、大得蠶。今

正月半作白膏粥、自此始也。(『續齊諧記』)

吳縣の張成、夜起るに、忽ち一婦人の宅上の南の角に立つを見る。手を舉げて成を招くに、成即ち之に就く。婦人曰く「此の地は是れ君が家の蠶室にして、我は即ち是れ此の地の神なり。明年の正月半ば、宜しく白粥を作り、膏を上を泛かべて我を祭るべきなり。必ず當に君をして、蠶桑百倍なら令むべし」と。言絶えて之を失す。成言の

如くして膏粥かうじゆくを作る。此れ自り後、大いに蠶おほを得たり。

今正月半ばに白膏粥を作るは、此れ自り始まるなり。

①我是蠶神—『御覽』三〇は「是蠶室」(是れ蠶室なり)三字に作る。

②若能見祭—「若」字、『御覽』八二五に無し。

③當令蠶桑百倍—「桑」字、『御覽』八二五に無し。「蠶桑」は、桑を植えて蚕を飼うこと。以下の句、『御覽』三〇に無し。

④正月末—「末」字、『御覽』八二五は「半」に作る。

⑤餹糜—「餹」は、こなもち。「糜」は、濃いかゆ。

⑥爲此也—「爲」字、『御覽』八二五は「像」に作る。

また、『御覽』八二五はこの後に「一云吳郡張誠」(一に吳郡の張誠と云ふ)と注している。

### 13 朱子しゆし之

東陽郡朱子之、有一鬼恆來其家。子之兒病心痛、鬼語之「我爲汝尋方、云燒虎丸飲即差。汝覓大戟與我、我爲汝取也。」其家便持戟與鬼、鬼持戟去。須臾、還放戟中庭、擲虎丸著地、猶尚煖。

東陽郡の朱子之、一鬼有りて恆に其の家に來る。子之の兒心痛を病むに、鬼之に語る「我、汝の爲に方を尋ぬるに、虎丸を燒きて飲まば即ち差えんと云ふ。汝大戟を覓めて我に與ふれば、我、汝が爲に取るなり」と。其の家、便ち戟を持ちて鬼に與ふるに、鬼戟を持ちて

去る。須臾にして、還りて戟を中庭に放り、虎丸を擲ちて地に著くるに、猶尚ほ煖かなり。

### 【通釈】

東陽郡に朱子之という者がいたが、一匹の幽鬼がいつも家にやって来ていた。子之の息子が心痛を病んだ時、幽鬼は子之にこう語った「僕はお前の為に方法を探したのだが、虎丸を焼いて飲めばたちどころに癒えるという。お前は大きな戟を見つけて来て僕に与えたらば、僕がお前の為に手に入れてやろう」と。その家族が直ぐに戟を持って来て幽鬼に与えると、幽鬼は戟を持って去って行った。暫くして、戻って来て戟を中庭に放り、虎丸を地面に放り投げたが、まだそれは温かかった。

### 【語釈】

\*この話は『御覽』三五三、『廣記』三一八に見える。

①東陽郡—郡名。三国吳に置かれた。浙江省金華県。

②虎丸—虎の糞丸。

### 14 國歩山狸廟(國歩山の狸廟)

國歩山有廟、有一亭。呂思與少婦投宿、失婦。思遂覓、見大城。有廳事、一人紗帽馮几。左右競來擊之、思以刀斫。計當殺百餘人。餘者乃便大走、向人盡成死狸。看向廳事、乃是古時大家。冢上穿下甚明、見一羣女子在冢裏。見其婦、如失性人。因抱出冢口、又入抱取在先女子、有數十。中有通身已生毛者、亦

有毛脚面成狸者。須臾、天曉、將婦還亭。亭長問之、具如此答。前後有失兒女者、零丁有數十。吏便斂此零丁至冢口、迎此羣女。隨家遠近而報之、各迎取於此。後一二年、廟無復靈。

國歩山に廟有り、一亭有り。呂思少婦と投宿するに、婦を失ふ。思逐ひて覓め、大城を見る。廳事有り、一人紗帽して几に馮る。左右競ひ來りて之を撃てば、思刀を以て斫る。計るに當に百餘人を殺すべし。餘の者乃使ち大いに走り、向の人盡く死狸と成る。向の廳事を見るに、乃ち是れ古時の大家なり。冢上より下を穿てば甚だ明らかにして、一羣の女子冢裏に在るを見る。其の婦を見るに、性を失ひし人の如し。因りて抱きて冢口を出で、又た入りて先に在りし女子を抱き取るに、數十有り。中に通身已に毛を生ずる者有り、亦た毛脚にして面は狸と成る者有り。須臾にして、天曉くれば、婦を將きて亭に還る。亭長之を問へば、具に此くの如く答ふ。前後に兒女を失ふ者有りて、零丁數十有り。吏便ち此の零丁を斂めて冢口に至り、此の羣女を迎ふ。家の遠近に隨ひて之を報じ、各の迎へて此に取る。後一二年、廟復た靈無し。

【通釈】

國歩山には廟があり、一つの建物があった。呂思は年若い妻と其処に泊まったが、妻がいなくなってしまった。思は後を追い掛けて行方を捜している内、大き

な町を見つけた。役所があり、一人の男が紗の帽子をかぶって肘掛けに寄り掛かっていた。側仕えの者が我先にと思に襲いかかって来たので、思は刀を取って斬りつけた。殺した数は百余りを数える程だった。他の者は直ぐさま大慌てで逃げ出していったが、殺した者を見れば尽く狸の死骸に変化していた。先程の役所を見てみると、何とそれは昔の大きな塚であった。塚の上から下の方を掘ってみるととても明るく、何人もの娘が塚の中にいるのが見えた。自分の妻を見つけたが、心を失った人間のようなだった。そこで抱えて塚の入り口を出て、また入って先にいた娘を抱えて連れ出したが、数十人もいた。中には已に全身に毛が生えている者もあり、また脚に毛が生えて顔つきも狸に変わってしまったっている者もいた。暫くして、夜が明けたので、妻を連れて村に戻った。村長が事情を尋ねたので、以上のようなことがあったと詳しく答えた。その頃娘を失くした者があり、尋ね人の札が数十もあった。役人は直ぐにこれらの札を集めて塚の入り口に向かい、この娘達を迎えた。家の遠近にわたってこの事を知らせると、それぞれその場所に迎えにやって来た。それから一・二年が経ち、廟には二度と怪異が起ることはなかった。

【語釈】

\*この話は『御覽』五九八に見える。

①思逐覓——この三字、『古小説鈎沈』は「思食逐覓」

四字に作るが、『御覽』に拠つて改めた。

②見大城—この三字、『御覽』は「見一大城」四字に作る。

③紗帽—紗（うすぎぬ）で作つた帽子。

④零丁—迷子の名を書いて竹竿につけて立てるもの。

⑤斂—この字、『古小説鈎沈』は「斂」に作るが、『御覽』に拠つて改めた。

15 張然

張然滯役多年、婦遂與奴私通。後歸、奴與婦謀然。

狗注睛舐唇、視奴。然曰「烏龍與手。」應聲濫奴、奴失刀仆。然取刀殺奴也。

張然、役に滯りて多年、婦遂に奴と私通す。後歸るに、奴婦と然を謀る。狗睛を注ぎて唇を舐め、奴を視る。然曰く「烏龍、手を與へよ」と。聲に應じて奴を濫せば、奴刀を失ひて仆る。然刀を取りて奴を殺すなり。

【通釈】

張然は何年も賦役が長引き、その妻は遂に下男と関係してしまつた。後に家に歸つたが、下男は妻と然を殺そうと企んだ。飼つていた犬が視線を動かして唇を舐め、下男をじつと見据えた。然は「烏龍、手を貸せ」と言った。犬はその声に応えて下男に飛び掛かると、下男は刀を取り落として倒れた。然はその刀を取つて

下男を殺した。

【語釈】

\*この話は『六帖』九八に見える。また、この事は『搜神後記』卷九、『藝文類聚』九四、『太平御覽』五〇〇、九〇五、『太平廣記』四三七、『雲仙雜記』九に引く『續搜神記』に見える。『初學記』二九「烏龍」の條では「陶潛搜神記曰」、「注精」の條では「搜神記曰」とする。

會稽句章民張然、滯役在都、經年不得歸。家有少婦、無子、惟與一奴守舍。婦遂與奴私通。然在都養一狗、甚快。名曰「烏龍」、常以自隨。後假歸、婦與奴謀、欲得殺然。然及婦作飯食、共坐下食。婦語然「與君當大別離。君可強啖。」然未得噉、奴已張弓拔矢當戶、須然食畢。然涕泣不食、乃以盤中肉及飯擲狗、祝曰「養汝數年、吾當將死。汝能救我否。」狗得食不啖、惟注睛舐唇、視奴。然亦覺之。奴催食轉急、然決計、拍膝大呼曰「烏龍與手。」狗應聲傷奴、奴失刀仗倒地。狗咋其陰、然因取刀殺奴。

以婦付縣、殺之。（『搜神後記』卷九）  
會稽句章の民張然、役に滯りて都に在り、年を経るも歸るを得ず。家に少婦有り、子無く、惟だ一奴と舍を守るのみ。婦遂に奴と私通す。然都在りて一狗を養ふに、甚だ快なり。名づけて「烏龍」と曰ひ、常に以て自ら隨ふ。後假に歸るに、婦奴と謀り、然を殺すを得んと欲す。然及び婦飯食を作り、共に坐下して食す。婦然に語るに「君と當に大いに別離すべし。君強ひて啖ふ可し」と。然未だ噉ふを得ざるに、奴已に弓を張り矢

を抜きて戸に當たり、然の食の畢るを須つ。然涕泣して食さず、乃ち盤中の肉及び飯を以て狗に擲ち、祝りて曰く「汝を養ふこと數年、吾當將に死なんとす。汝能く我を救ふや否や」と。狗食を得るも吠はず、惟だ睛を注ぎて唇を舐め、奴を視るのみ。然も亦た之を覺る。奴食を催すこと轉た急なるに、然計を決し、膝を拍ちて大いに呼びて曰く「烏龍手を與へよ」と。狗聲に應じて奴を傷つくれば、奴刀仗を失ひて地に倒る。狗其の陰を咋み、然因りて刀を取りて奴を殺す。婦を以て縣に付し、之を殺す。

①張然―『搜神後記』及び『類聚』には「會稽句章民」（會稽句章の民）とある。『初學記』「注精」の條は「會稽句章人」（會稽句章の人）、『御覽』五〇〇は「會稽」の二字が無く、『御覽』九〇五及び『廣記』、『雲仙雜記』は「句章」の二字が無い。「會稽句章」は、會稽郡句章縣。縣名。秦に置かれた。今の浙江省慈谿縣。

②奴與婦謀然―この五字、『搜神後記』は「婦與奴謀、欲得殺然」（婦奴と謀り、然を殺すを得んと欲す）八字に、『類聚』及び『御覽』九〇五は「奴與婦、欲謀殺然」（奴は婦と、謀りて然を殺さんと欲す）七字に、『廣記』及び『御覽』五〇〇は「奴欲謀殺然」（奴然を謀殺せんと欲す）五字に、『雲仙雜記』は「奴懼事覺、欲謀殺然」（奴事の覺するを懼れ、然を謀殺せんと欲す）八字に、『初學記』「注精」の

條は「謀殺然」（然を殺すを謀る）三字に作る。

③睛―この字、『六帖』及び『類聚』、『御覽』九〇五、『初學記』「注精」の條は「精」に作る。

④烏龍與手―「手」字、『六帖』に無く、「狗」字を置く。この句、『類聚』、『御覽』五〇〇、『廣記』、『初學記』「注精」の條は「烏龍」二字に作る。『雲仙雜記』は「奴方與手」（奴方に手を與す）に作る。

⑤盪―バランスを崩すこと。この字、『搜神後記』及び『類聚』、『廣記』、『初學記』「注精」の條は「傷」に作る。

⑥奴失刀―「刀」字、『初學記』「注精」の條に無く、『搜神後記』及び『類聚』、『御覽』九〇五、『雲仙雜記』は「刀仗」二字に作る。